

歴史的環境保全思想とヴァナキュラー環境の評価 ～日米における比較研究～*
A Study on the Thought of Historic Preservation in Evaluating the Vernacular Environment
～A Comparative Study in Japan and America～*

阿部貴弘**・篠原修***

By Takahiro ABE**・Osamu SHINOHARA***

1. はじめに

近年、歴史的環境の保全に対する関心が高まるにつれ、これまでは保全の対象として考えられていなかった、棚田の風景やアイヌ民族の聖地である二風谷といった、地域の日常生活の中で大切にされてきた環境の保全に対する要請が強まってきた。しかし、現在のところ、こうした環境を保全していくための方策を講じることは容易ではない。

その理由の一つに、こうした環境の歴史的重要性に対する認識の低さが挙げられる。棚田の風景や二風谷のような環境の、歴史的重要性を評価する視点が確立されていないために、その歴史的重要性が認識され難いのである。

米国では、棚田の風景や二風谷といった環境は、ヴァナキュラー環境(vernacular environment)と呼ばれる。ヴァナキュラー環境とは、普通の人々の日常生活の中で育まれてきた環境と解釈される環境であり、日本においても建築や造園の分野では定着した用語である。米国では1970年代以降、ヴァナキュラー環境の歴史的重要性を評価し、保全してきている。ヴァナキュラー環境の歴史的重要性を評価することで、古くから使われてきたコミュニティホールや中国系アメリカ人のための掲示板等、地域の日常生活の中で大切にされてきた環境が見出され、それを保全することで、地域の個性やアイデンティティの確認がなされている。

前述したように、日本においてもヴァナキュラー環境と呼ばれうる環境の保全に対する関心が高まっている現在、日本におけるヴァナキュラー環境の歴

史的重要性を評価し、保全していくことの意義について認識しておくことは、十分に意味のあることと考える。

また、日本におけるヴァナキュラー環境の評価・保全の意義を明確化する一つの手段として、日本の歴史的環境保全の思想と、これまでにヴァナキュラー環境の評価・保全を行ってきた、米国の歴史的環境保全の思想との比較を行うことは、非常に有効な手段であると考えられる。

2. 研究目的と研究方法

(1)研究目的

こうした背景を受け、本研究では以下の点を目的とする。Ⅰ)日米の歴史的環境保全の変遷を、i)どのような環境を、ii)何故、iii)どのような視点から、iv)誰が保全してきたか、の4つの視点からまとめ、日米の歴史的環境保全思想の比較・考察を行う。Ⅱ)米国におけるヴァナキュラー環境の評価・保全の意義について整理する。Ⅲ)日本におけるヴァナキュラー環境の評価・保全の意義について明確化する。

(2)研究方法

目的Ⅰに関しては、歴史的環境保全に関わる法律・文献の調査を行う。目的Ⅱに関しては、文献・保全事例調査を行う。目的Ⅲに関しては、有識者へのインタビューを行う。

3. 日米の歴史的環境保全の変遷

(1)日本における歴史的環境保全の変遷

日本で最初に歴史的環境の保全が行われるようになったのは、1871(明治4)年5月、太政官による「古器旧物保存方」の布告によってである²⁾。明治維新直後の欧化主義・廃仏毀釈といった機運から、古社寺

*キーワード：歴史的環境保全、都市計画、景観、環境計画

**正員、工修、パシフィックコンサルタンツ株式会社
(東京都新宿区西新宿2丁目7番1号新宿第一生命ビル、
TEL03-3344-1698、FAX03-3344-1386)

***正員、工博、東京大学教授
東京大学大学院工学系研究科社会基盤工学専攻
(東京都文京区本郷7丁目3番1号、
TEL03-5841-6138、FAX03-5841-8505)

建造物や古社寺所有の古美術品等が破壊・喪失の危機に瀕した。これを受けて、“古器旧物は、古今時勢の変遷や制度、風俗の沿革を考証するのに役立つもの”との観点から、国や有識者が中心となり、これらの保全に努めた。さらに、1897(明治30)年の「古社寺保存法」の制定により、“歴史の象徴”“美術の規範”の観点から、古社寺の建造物や宝物の保存が急速に進んだ。

大正初めには、開発による破壊の危機にあった史跡・名勝・天然記念物が、専門家主導のもと国によって、1919(大正8)年制定の「史蹟名勝天然紀念物保存法」をもって保全される。その後保全の対象は、社会情勢により破壊・喪失の危機に瀕した、城郭建築や一般の美術品へと広がっていった。これらは、1929(昭和4)年制定の「国宝保存法」、1933(昭和8)年制定の「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」等により“歴史の象徴”“美術の規範”として保全される。

戦後は、歴史学・民俗学・考古学の発展に伴い、評価視点や、評価・保全の対象が広がりを見せる。

1950(昭和25)年5月制定の「文化財保護法」のもと、文化財の範囲は、有形文化財・無形文化財・民俗資料・記念物とされ、これまでに比べ広範な環境が歴史的環境として評価・保全の対象となった。これらの環境は、専門家により“歴史上の価値”“学術上の価値”“芸術上又は観賞上の価値”“国民の生活の推移の理解のために欠くことのできないもの”との視点から評価された。ところが、戦前の政治情勢に左右された歴史的環境保全に対する反省から、「文化財保護法」により保護を受けたのは、厳しい基準を満たした一部の優品に限定され、逆に文化財イコール国民の日常生活からかけ離れた例外的な逸品、という認識がされるようになった^{3)・4)}。

1960年代に入ると、大規模な開発やダム建設等により民家や近代建築物が破壊されゆく状況を受け、建築学会等が中心となり、これらの評価・保全が行われるようになる。民家は“地方的特色”という視点から評価され⁵⁾、近代建築はその“建築史的・文化的価値”という視点から評価を受け⁶⁾、それぞれ文化財保護法等により保全された。また、この頃から平城宮の開発計画等をきっかけとして、住民が次第に歴史的環境の保全に関心を持つようになった。

1970年代に入ると、一般の生活環境にまで開発の

波が訪れ、1960年代に芽生えた住民の歴史的環境の保全に対する意識が高まっていく。都市再開発の名のもとに、全国各地で歴史的環境は改変され、日本列島に画一化のローラーがかけられていった。そうした中、住民の生活環境の向上には、歴史的環境の保全が必要であると考えられるようになる⁷⁾。さらに、建造物等の単体としての点の保全だけではなく、景観や町並みといった面の保全が必要であると、住民レベルにおいても考えられるようになった⁸⁾。こうした動きを受け、1975(昭和50)年、“伝統的建造物群を新たに文化財として位置付け、これと一体をなしてその価値を形成している環境をあわせて保存するため”に、文化財保護法に伝統的建造物群保存地区制度が設けられた。

1980年代に入ると、それまでの流れを受けるかたちで、日本各地で歴史景観や町並みの保全が行政レベル、住民レベルで活発に行われるようになる。さらにこうした動きは、歴史景観や町並みの保全を核としたまちづくりへと発展し、国や地方自治体によりさまざまな制度が設けられるようになった。

1990年代に入ると、近代化に貢献した産業、交通、土木遺産等の近代化遺産が、歴史的・文化的資産としての評価を受けるようになった。さらに、建設省の「文化を守り育む地域づくり、まちづくりの基本方針⁹⁾」にも見られるように、全国各地で文化財の再生・活用を軸としたまちづくり、いわゆる“歴史を活かしたまちづくり”が盛んに行われるようになった。

(2) 米国における歴史的環境保全の変遷

19世紀半ばから1960年代までの、米国における歴史的環境の保全は、主に愛国心や植民地時代への帰属意識、あるいは郷愁から来るものであった。その活動の中心となったのは住民運動や民間団体であり、彼らは主に建国に関連の深い史跡や建造物の保全、あるいは植民地時代の町並みの復元を行った。1920年代より、そうした歴史的環境の保全・復元による、歴史教育や生活環境保全の意識が芽生え始めるが、その対象となったのは建国や植民地時代の輝かしい歴史であり、単一のアメリカ像を求めたものであった。国は、こうした民間の活動に対して、自然環境の保全や歴史的建造物の全国調査の実施、国家的に特に重要な歴史的環境の保全のための法整備

など、最低限の活動を行うにとどまり、歴史的環境保全の中心となることはなかった。

1960年代以降、この様な傾向に変化が見られる。国・地方自治体・住民と、様々なレベルにおいて歴史的環境の保全に対する関心が高まり、国家レベルの包括的な歴史的環境保全計画の必要性が叫ばれた。それを受けて、1966年に「国家歴史保全法(The National Historic Preservation Act, 1966)」が制定された。その前文では、“The Congress finds and declares (a)that the spirit and direction of the Nation are founded upon and reflected in its historic past; (b)that the historical and cultural foundations of the Nation should be preserved as a living part of our community life and development in order to give a sense of orientation to the American people.”と謳われている。同時にこの時期、アーバン・リニューアル・プロジェクト等による、地域環境や生活環境の破壊を目の当たりにした住民が、植民地時代や建国に関する輝かしい過去にばかりではなく、地域の歴史に培われた個性や、そこで営まれてきた生活環境の保全に、高い関心を寄せるようになる。国家歴史保全法が、国レベルだけではなく州や地域レベルといった、様々なレベルにおいて重要な歴史的環境の保全を目的としていたこともあり、地域の個性や生活環境の保全のために、地域史や地域の生活環境の歴史に対する関心が集まった。

こうした流れを受け、1970年代に入ると、普通の人々の日常生活の中で育まれてきた環境、いわゆるヴァナキュラー環境が、評価・保全の対象となる。

1980年代に入り、古いダウンタウンの商業地区が、投機の対象としての強引な修復・保全を受け、そこでの生活環境が乱された時期もあったが、1990年代に入ると落ち着きを取り戻し、再びヴァナキュラー環境の評価・保全に力を注ぎつつ、国・地方自治体・民間のそれぞれのレベルで、盛んに歴史的環境の保全が行われるようになった。

(3) 日米の歴史的環境保全思想の比較

ここでは、前節までのまとめを踏まえ、日米の歴史的環境保全思想の比較・考察を行う。

これまで見てきたように、i)どのような環境を、ii)何故、iii)どのような視点から、iv)誰が保全してきたか、の4つの視点を通して日米の歴史的環境保

全思想を捉えると、明快な相違が見えてくる。

まず、どのような環境を、何故保全してきたかという点に関しては、日米とも類似している。その表現にこそ差はあれ、日米ともに建造物や構造物、史跡や景観といった環境を、国や地域、あるいは生活者のアイデンティティーとして保全を行ってきたことができる。国や地域、もしくはそこで営まれてきた生活の成り立ちを知るための手がかりとして、建造物や構造物、史跡や景観、さらに日本の場合は祭や伝統芸能等を保全してきたのである。

しかし、保全の主導者と評価の視点が日米では異なっている。日本の場合、保全を主導してきたのは、国あるいは専門分野の有識者であった。それ故に日本においては、非常に専門性の高い保全が行われてきた。つまり、高度な専門的見地から上述した環境を評価し、保全してきたのである。そのため、西村¹⁹⁾が言うように、日本において保全されるのは、国民の日常生活からかけ離れた、例外的な逸品であるという認識がなされるようになった。

一方米国では、住民や民間団体が保全を主導してきた。そこに地方自治体や国が、枠組み作りというかたちで参加するようになった。そのため、必ずしも専門的な学術上の見地からだけではなく、地域の歴史、地域の生活史といった多様な視点から評価が行われている。

前節までに見たように、近年日米ともに、地域あるいは地域生活のアイデンティティーの保全に対する関心が高まっている。その際、前述の相違点から言うことができるのは、多様な視点から幅広くヴァナキュラー環境を評価・保全することにより、地域あるいは地域生活のアイデンティティーの保全を試みている米国に比べ、専門的な保全を行っている日本の場合、学術上あるいは芸術・観賞上の価値を見出すことのできる、一部の歴史的景観や町並みの評価・保全により、地域あるいは地域生活のアイデンティティーの保全を試みるにとどまっているということである。

このように日米の歴史的環境保全思想を比較してみると、確かに日本においては専門的価値のあるものに限って、保全を行っていればよいのであるという議論も成り立つが、地域あるいは地域生活のアイデンティティーの保全という観点からすれば、日本

においてもヴァナキュラー環境を評価・保全していく必要は十分にあると考えられる。

そこで次に、どのような視点からどのような意図をもってヴァナキュラー環境を評価・保全していくべきであるかについて整理する。

4. 米国におけるヴァナキュラー環境の評価・保全意義

米国におけるヴァナキュラー環境の評価視点とその評価意図を見出すために、米国ワシントン州キング郡を中心に、国・州・郡・市(キング郡シアトル市)の歴史的環境保全計画により保全されているヴァナキュラー環境の保全事例 133

例について、保全の際の評価視点と評価意図に関して調査を行い、表 - 1 のように分類した。

5. 日本におけるヴァナキュラー環境の評価・保全意義

日本においても、米国同様の評価視点・評価意図により、ヴァナキュラー環境を評価・保全していくことが有効であると考え、建築・造園・色彩・照明・インダストリアルデザイン・都市・文学の各分野の有識者 17 名にインタビューを行い検証を試みた。その結果、表 - 2 のような評価視点・評価意図から、日本のヴァナキュラー環境を評価・保全していくことが有効であることが見出せた。

6. 研究成果

本研究の研究成果は、以下のようになる。

- I) 日米の歴史的環境保全の変遷を、i) どのような環境を、ii) 何故、iii) どのような視点から、iv) 誰が保全してきたか、の4つの視点からまとめた。
- II) 日米の歴史的環境保全思想の比較により、日本においてもヴァナキュラー環境を評価・保全してい

表 - 1 米国におけるヴァナキュラー環境評価視点・評価意図

評価視点	評価意図	具体保全例
建造物の地域的特色	i) 生活者の知恵 ii) 生活様式の痕跡 iii) 地域環境に対する応答の仕方を見出す	都市近郊の農家等
景観の地域的特色	i) 生活者の知恵 ii) 生活様式の痕跡 iii) 地域環境に対する応答の仕方を見出す	入植当時の生活様式の痕跡を残している牧場等
地域生活の歴史	i) 地域生活の中で重要な役割を果たした環境 ii) 地域の発展に貢献した環境を見出す	市場や水門等
主題別	土木・鉄道・林業等といった主題(Theme)別に重要な環境を見出す	水力発電所等
民族	i) ある民族の生活上重要な役割を果たした環境 ii) ある民族の地域の発展への貢献を見出す	日本語学校や中華街等

表 - 2 日本におけるヴァナキュラー環境評価視点・評価意図

評価視点	評価意図	具体例
建造物の地域的特色	i) 生活者の知恵 ii) 生活様式の痕跡 iii) 地域環境に対する応答の仕方を見出す	農家や酒蔵等
景観の地域的特色	i) 生活者の知恵 ii) 生活様式の痕跡 iii) 地域環境に対する応答の仕方を見出す	棚田・蜜柑畑・散居村等
都市構造	都市構造への生活者の応答の仕方を見出す	路地や坂道等
色彩	生活者の土地に対する解釈の表れを見出す	瓦やなまこ壁等
地域生活の歴史	i) 地域生活の中で重要な役割を果たした環境 ii) 地域の発展に貢献した環境を見出す	神社・市場・井戸等
民族	i) ある民族の生活上重要な役割を果たした環境 ii) ある民族の地域の発展への貢献を見出す	中華街等

く必要があることを指摘した。

III) 米国における、ヴァナキュラー環境の評価視点とその評価意図を整理した。

IV) 日本において有効と考えられる、ヴァナキュラー環境の評価視点とその評価意図を抽出した。

謝辞

本研究をまとめるにあたり、早稲田大学大学院理工学研究科建設工学専攻平手久登教授、東京大学工学部建築学科伊藤毅助教授、文化庁文化財保護部建造物課稲葉信子氏、長岡造形大学大学院上山良子教授、建築家岡部憲明氏、江戸東京博物館顧問小木新造氏、東京藝術大学尾登誠一助教授、横浜市都市計画局都市デザイン室国吉直行氏、工学院大学建築都市デザイン学科後藤治助教授、国立科学博物館清水慶一氏、東京農業大学進士五十八教授、法政大学工学部建築学科陣内秀信教授、東京大学工学部建築学科鈴木博之教授、公共の色彩を考える会田村美幸氏、照明デザイナー近田玲子氏、インダストリアルデザイナー西沢健氏、東京大学工学部都市工学科西村幸夫教授、山口大学藤本昌也教授、東京大学生産技術研究所藤森照信教授、東京大学アジア生物資源環境研究センター堀繁教授から、御教示賜ったことを厚く御礼申し上げます。

参考文献

- 1) Stipe, R.E. and Lee, A.J. eds. :The American Mosaic, US/ICOMOS, Washington, D.C., pp.170-172, 1987.
- 2) 木原啓吉：歴史的環境，岩波書店，p6，1982.
- 3) 参考文献2)，pp 22-23.
- 4) 西村幸夫：環境保全と景観創造，鹿島出版会，pp 145-146，1997.
- 5) 参考文献4)，pp 146-147.
- 6) 参考文献2)，pp 41-42.
- 7) 参考文献2)，p 57.
- 8) 参考文献2)，pp 52-54.
- 9) 建設省：建設白書平成9年版，大蔵省印刷局，p 113，1997.
- 10) 参考文献4)，pp 145-146.